

Title	フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について
Sub Title	A study on the formation of the sport organization act of December 20, 1940, ch . 2498 in France
Author	斉藤, 健司(Saito, Kenji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1994
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.34, No.1 (1994. 12) ,p.73- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00340001-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00340001-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランスにおける「スポーツ組織に 関する1940年12月20日の法律 第2498号」の成立について

齊 藤 健 司\*

- 一 はじめに
- 二 スポーツ組織に関する1940年の法律の成立過程
- 三 スポーツ組織に関する1940年の法律の内容
- 四 おわりに

## 一 はじめに

フランスは、歴史的にスポーツ法制度の整備が進んでいる。特に、スポーツに関する法律については、1984年にいわゆるスポーツ基本法がそれまでのスポーツに関する諸法令を整備・統合して制定された。このようなフランスにおけるスポーツ法の発展がどのように生じたのかを検討する場合には、フランスにおける最初のスポーツに関する法律がどのようにして成立したのかを検討することが研究課題としてあげられる。フランスにおける最初のスポーツに関する総合的な法律は、「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」(以下「1940年法」<sup>8)</sup>と略す)である。本稿は、この1940年法の成立の過程を概観し(二)、次に、1940年法の内容を分析する(三)ことによって、1940年法の成立について検討することを目的とするものである。

## 二 スポーツ組織に関する1940年の法律の成立過程

**1 ヴィシー体制の成立とその基本政策** 1939年9月3日、ドイツ軍がポーランドに侵攻すると、フランスは、ドイツに宣戦を布告し、第二次世界大戦が始まった。ドイツ軍は、1940年6月14日にパリに入城し、6月15日には、レイノー内閣が総辞職し、対独降伏、休戦を主張するペタン内閣が成立した。政府は、6月30日、ヴィシーに移転し、フランス南部のドイツ軍非占領地帯を統治した。7月10日、上下両院の合同の国民議会で憲法的法律が可決され、第三共

---

\*慶應義塾大学体育研究所助手

フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

共和政が廃止され、ペタンにフランス国憲法制定の全権が付与された。ペタンは、「フランス国主席」となり、三権を掌握し、議会を無期停会とした。ここに「ペタン独裁体制＝ヴィシー体制」(中木 p. 129)<sup>11)</sup>が成立したのである。また、ドイツとの関係においては、初期のヴィシー体制は、敗戦によって外部からファシズムが移植されたのではなく(中木 p. 131), 「表面的には対独協力を装いつつも、自らの意思に基づく左翼抑圧以外には実質的には消極的な態度」(中木 p. 131)<sup>12)</sup>をとった。ペタンは、「家族・労働・祖国」をスローガンに、「家父長制的家族連帯主義への復帰」(中木 p. 136)<sup>12)</sup>をはかり、「農民・手工業者層を伝統的身分制社会の支柱」(中木 p. 131)<sup>12)</sup>にし、「伝統的身分制支配秩序の構築」をめざしたのである。

以上のヴィシー体制の基本政策は、教育政策に関しても反映した。ペタンは、「国民教育の改革」(Pétain p. 249)<sup>14)</sup>を、政府の最重要な政策課題とした。特に、フランスの敗北の原因として、ヴィシー体制以前の教育観としての「個人主義」や「知識主義」を改める必要を強調した。知識主義的な教育だけでは、自然に精神力、勇気および規律などがみにつくものではないこと、また学校による教育だけではなく、家族による教育が重要なことが主張された(Pétain p. 249)<sup>14)</sup>。個人主義に対しては、個人主義とは総花的な幻想にすぎず、個人は、「家族、社会、祖国」の中にあってはじめて存在するものであることをあらためて教育するべきことが主張された(Pétain p. 250)<sup>14)</sup>。このため、ペタンは、今までの教育観の中でフランス民族に養われてこなかった人間の美德である「健康、勇気、規律」を取り戻すために、「スポーツ的な青少年(jeunesse sportive)」の育成を重視したのである(Pétain p. 252)<sup>14)</sup>。

**2 ポロトラ委員会** ヴィシー政府の基本政策及び教育政策は、スポーツ政策及びその行政組織に反映された。1940年8月7日に、体育およびスポーツに関する役務を担当する中央行政機関として「体育・スポーツ統括委員会」が、「体育・スポーツ統括委員会の設置に関する1940年8月7日の法律」により設置された。そして、同委員会の長に、ジャン・ボロトラ(Jean Borotra)<sup>5)</sup>が任命された。これ以後、フランスにおける最初のスポーツに関する諸法律の起草がボロトラによって推進されることになった。

ボロトラは、バス＝ピレネー地方のアルボンヌで1898年8月13日に生まれた。1916年に軍に志願し、1917年に121砲兵連隊に所属し、第一次世界大戦の終戦には、大戦十字勲章を受けた。両大戦間期には、ボロトラは、2つの輝かしい経歴を残した。第一に、理工科学学校の卒業生である彼は、フランス石油・燃料会社でスピード出世したエリートであった。第二に、1927年から1932年までのデビスカップを、ラコステ、コシエ及びブリュニョンとともに連続6回も優勝した。ボロトラは、テニスを通して、社会的に有名になり、有効で永続的な人間関係を築いていた。また、イギリス国会議員の娘であるメイベル・ドゥ・フォレ(Mabel de Forest)と結婚

### フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

したボロトラは、英国への愛着とドイツへの疑念を大戦間期に強めていった (Gay-Lescot p. 20)<sup>4)</sup>。

フランスがドイツに宣戦布告したとき、ボロトラは、予備役将校として、再び第232砲兵連隊に復帰した。しかし、1940年5月6月の戦いで破れ、ヴィシーへ脱出することになった。そして、1940年8月にペタンにより体育・スポーツ統括委員会の長に任命されたのである。自らも軍人であったボロトラは、第一次世界大戦の英雄であるペタンに対する忠誠を持っていた。ボロトラは、ペタンへの堅い忠誠と引換に、自らの委員会をヴィシー政府の中で自律的に運営し、委員会の長としての権限によって、自分の考えをその後のスポーツ政策に反映させたのである。このため、この委員会は、「ボロトラ委員会」(Gay-Lescot p. 20)<sup>4)</sup> と呼称されるほどであった。

**3 スポーツに関する諸法律の制定** 一般的に、スポーツ組織に関する1940年の法律がフランスにおける最初のスポーツに関する法律として指摘される<sup>1),16)</sup>。しかし、ヴィシー政府は同年代にスポーツに関する法律をその他にも制定している。第一に、1940年8月7日の法律により設置された体育・スポーツ統括委員会は、1940年11月12日の「公教育スクレタリヤ・デタ (注1)の中央行政組織に関する法律」により、公教育スクレテール・デタの内部組織となり、名称も、「総合教育・スポーツ統括委員会 (commissariat général à l'éducation générale et aux sports) と変更された。総合教育・スポーツ統括委員会には、軍人としては、モスニー (Mosny)、メゾンヌーヴ (Maisonneuve)、パスコ (Pascot)、スフレ (Soufflet) が、また軍人以外では、シュバリエ (Chevallier) (注2) が役職についた (Gay-Lescot p. 27)<sup>4)</sup>。第二に、1940年11月13日の「国民スポーツ施設の建造のための支出の投下の許可に関する法律」<sup>6)</sup>を制定させることにより、19億フランの財政支出(注3)を獲得した。第三に、1940年11月7日の「スキー教育に関する法律」<sup>7)</sup>が制定され、スキー学校を開設したり、スキー教育を行うためには、公教育スクレテール・デタの許可が必要ながことが定められた。また、違反者には、50から5000フランの罰金を、再犯者には、さらに14日から2カ月の拘禁が科された。第四に、1940年11月13日の「ジョアンビル体育高等師範学校の再建工事に関する法律」<sup>7)</sup>が、同校の再建工事のために制定され、8千万フランの支出が許可された。スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律は、以上の法律の後に制定されたものである。同法は、私的なスポーツ活動を総合的に規律する法律としては、初めてのものであったのである。また、同法は、その総合的且つ規範的な規定の内容から「スポーツ憲章」(Gay-Lescot p. 31)<sup>4)</sup> と称された。

**4 1940年法の制定の背景** ヴィシー体制では、議会が無期停会となったため、1940年法の議会審議はなかった。従って、1940年法は、ボロトラ委員会を中心に立法作業がすすめられた。

フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

また、1940年法は、ヴィシー体制発足後のわずか数カ月間で起草された。

1940年法の主な制定の背景としては、次のことが指摘できる。すなわち、第一に、ポロトラは、第二次世界大戦以前にスポーツに起こっていた「プロフェショナリズム」の弊害を規制するために1940年法を制定したということである(Gay-Lescot p. 31)。フランスでは、両大戦間期に、フットボールなどを職業とするプロ・スポーツが生成した(Wahl p. 173)。しかし、ポロトラは、彼の信念として、スポーツ選手が、スポーツを職業とすることを許せなかったのである(Gay-Lescot p. 31)。ポロトラにとって、スポーツとは国家に役立つ「現代の騎士道(chevalerie moderne)」(注4)(Gay-Lescot p. 32)でなければならなかったのである。

フランス・フットボール連盟では、報酬を受けるスポーツ選手に関して自ら検討を行うため、1929年1月12日に、「プロフェショナリズム検討委員会」(Wahl p. 250)を設置していた。しかし、同委員会は有効な策を講じることができなかった。そこでポロトラは、フランス・フットボール連盟及び同委員会の対応に満足せず、フランス・フットボール連盟の会長にプロフェショナリズム検討委員会を通してプロフェショナリズムにかかわる問題の再検討を依頼したのである(Gay-Lescot p. 33)。しかし、フランス・フットボール連盟の会長からの返答は、態度の引き延ばしをするための曖昧なものであった(Gay-Lescot p. 34)。これに対してポロトラは、1940年8月15日に、「アマチュアリズム及びプロフェショナリズムに関する熟考委員会」を体育・スポーツ統括委員会内に設置し、プロフェショナリズムに関する対策を検討したのである(Gay-Lescot p. 31)。その結果、1940年法では、プロフェショナリズムの弊害を是正しないでいたスポーツ連盟に対しては、国の監督を強化する措置がとられたのである(Gay-Lescot p. 31)。

第二に、ポロトラは、スポーツ連盟の上層部の指揮者に蔓延していた「選挙重視主義(électoratisme)」(Gay-Lescot p. 28)または「選挙の際の支持者集め主義(clientélisme électoral)」(Gay-Lescot p. 31)をあらため、スポーツ連盟の退廃をくいとめたかった。連盟の上層部の指揮者の中には、自らのスポーツ連盟での業績とは関係なく、選挙の際の支持者集めなどのために終身的に公職を保持し続ける者がいた。このため、このような者を連盟上層部から排除したかったのである。1940年法では、スポーツ連盟の役員会の構成員の半数と会計担当を公教育スクレタール・デタにより選任されなければならないこと(7条)などを定め、スポーツ連盟の役員会の構成に国が介入できるようにしたのである。

第三に、1940年法は、スポーツ連盟側の主張も一部採用した。すなわち、スポーツ連盟は、数年来、スポーツ手帳の確立、スポーツ活動を行う前の医学上の監督の義務化、スポーツ保険の確立を主張してきた(Gay-Lescot p. 36)。このことが通り1940年法では、「競技会に参加するスポーツ非営利団体のすべての構成員は、スポーツ手帳以外に、スポーツ登録証を備えていなければならない」<sup>4)</sup>、「スポーツ登録証は、健康診断の後でなければ与えられな」(第12条)になった。

#### フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

また、スポーツ登録証は、関係するスポーツ連盟による年間の登録料を生じた。スポーツ連盟側としては、スポーツ手帳に健康診断結果を記載させることで競技会での安全を確保し、且つ会員の登録率と登録料収入を高めたかった。ヴィシー政府側としては、スポーツ手帳とスポーツ登録証を会員が合わせ持たなければならないことによって、スポーツ連盟の会員の管理とその者の健康の管理を確保することができたのである。

第四に、1940年法は、スポーツ運動組織を国の管理監督下に置くために制定されたといえる。但し、このことは、ヴィシー体制に固有のことではなかった。スポーツ運動組織の拡大及び発達は、国家によるスポーツの政治的、教育的、軍事的な利用の意義を増大させ、戦前より、フランス政府は、①スポーツ集会またはスポーツ暴動に対して警察権を行使して治安維持的介入を行うこと（注5）、②兵役前教育、健康体力の増進、教育的効果、労働生産性向上の視点にたった身体的状態の改善策を講じること、③オリンピック等での好成績をあげることで国家的な威信を高めることなどのスポーツ政策を行ってきた。このようなスポーツ政策の動きが、ヴィシー体制でも継続されたのである。そして、人民戦線政府によるスポーツ政策（注6）の失敗、戦争及び敗戦による身体教育または兵役前教育重視の考えの支持、ペタンの教育政策観、ポロトラのスポーツ政策観などを背景として、スポーツ組織に対する国家管理的な傾向がさらに強まり、スポーツに関する特別な法律の制定を導いたのである。

**5 ドイツの対応** ヴィシー政府によるスポーツ組織の改革に対しては、ドイツは警戒心を持っていた。1940年法は、1940年12月20日に審署されるが、官報に公示されるのは1941年4月8日であった。これは、ドイツが、4カ月間、1940年法の公示を遅らせたからであった。また、ドイツ政府によりポロトラは、パリに召喚され1940年法制定の事情を確認させられている（Gay-Lescot p. 43）。つまり1940年法は、ドイツの積極的な関与で制定されたのではなく、フランス側主体のもとに制定されたのである。

### 三 スポーツ組織に関する1940年の法律の内容

**1 スポーツ非営利社団** 1940年法は、「スポーツ非営利社団(association sportive)」という、スポーツに関わる新しい私法上の団体を規定している。1940年法以前は、スポーツ活動を非営利的に行う団体は、「非営利社団(association)契約に関する1901年7月1日の法律」（以下「1901年法」と略す）により非営利社団とみなされてきた。しかし、1940年法は、スポーツ活動を行う非営利社団を一般の非営利社団から区別し、非営利社団が、「一または複数のスポーツまたは身体運動の実践を習慣的または二次的に組織するとき、スポーツ非営利社団」（2条）であると規

フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

定したのである。そして、1940年法は、1901年法により一般の非営利社団に保障された結社の自由を、スポーツ非営利社団については大幅に制限した。すなわち、すべてのスポーツ非営利社団は、公教育スクレテール・デタの承認を得た後に限り、その活動を組織することができること(4条1項)、スポーツ非営利社団は、スポーツ連盟に加盟しなければならないこと(4条1項)、スポーツ非営利社団の指揮者の選任は、公教育スクレテール・デタにより承認されなければならない、且つ公教育スクレテール・デタはいつでも選任者の交代を要求できること(4条2項)、またスポーツ非営利社団の承認を取り消すことができること(4条4項)、そして、同法の規定に違反する者に対しては、罰金または拘禁の制裁を科すこと(14条)が定められた。このように1940年法によるスポーツ非営利社団規定は、著しく非民主的、国家管理的な内容のものであった。しかし、このような非民主的な規定であるにも関わらず、スポーツ非営利社団というスポーツに関する特殊な団体の形態を示す法令用語は、戦後の法律においても用いられた。

**2 スポーツ連盟** 1940年法は、「スポーツ連盟(fédérations sportives)」をスポーツ非営利社団の一つとして定め、またその権限及び構成についても定めた。「スポーツ連盟」という用語も、1940年法によりはじめて法律による規定がなされた。複数の団体が共通の目的を達成するために連携して組織した団体のことを「連合体」と定義するならば、1940年法に定める「スポーツ連盟」とは、スポーツ団体の連合体に関する特殊な組織形態を法律により定めたものといえる。<sup>18)</sup>しかし、1940年法は、スポーツ連盟の組織及び運営に関しても過度の制限を加えた。すなわち、①スポーツ連盟の規則は、総合教育・スポーツ統括委員会の認可に服すること(6条2項)、②スポーツ連盟は、全国スポーツ委員会に加盟する義務があること(6条4項)、③スポーツ連盟の役員会の構成員の半数は、公教育スクレテール・デタにより選任された者であること(7条)、④スポーツ非営利社団としての制限を受けること(6条1項)、⑤公教育スクレテール・デタは、スポーツ連盟の役員会及び総会の議決を無効にできること(8条)である。但し、スポーツ連盟は、以上の組織運営上の制限とは逆に、特別な権限を有することも定められた。すなわち、①スポーツ連盟が、スポーツ種目の規則を定めること(6条2項)、②スポーツ連盟は、スポーツ非営利社団により組織されたスポーツ競技会からの収益の一部を先取りできること(6条2項)、③スポーツ連盟は、加盟しているスポーツ非営利社団を監督し、スポーツ連盟の定める規則に違反した加盟団体及び構成員に対して罰金及び懲戒制裁を宣告できること(6条3項)、④スポーツ連盟のスポーツ登録証は、所持が義務であり、年間登録料を生じること(12条)である。つまり、スポーツ連盟に対して1940年法は、一般の私法制度では認められない特別な権限を法律により認めたのである。

3 全国スポーツ委員会 1940年法は、「スポーツ連盟の全活動を調整し、監督し、発展させる」(9条1項)機関として全国スポーツ委員会を設置した。従って、スポーツ連盟は、すべて全国スポーツ委員会に義務として加入しなければならなかった(6条4項)。この全国スポーツ委員会には、次の権限が付与された。すなわち、「全国スポーツ委員会は、スポーツ競技会及び試合の組織及び運営の一般的条件に関する規則を定め」(9条2項)ること、同委員会の規則に違反する場合、「当該委員会は、当該スポーツ連盟、スポーツ非営利社団の連合もしくはスポーツ非営利社団に対して、または命じられた指示に違反したその構成員に対して、適用できる罰金及び懲戒制裁を宣告」(9条3項)できることである。このようなスポーツ運動組織の統括機関は、すでに、デクレにより全国スポーツ委員会として1908年に設置されており、スポーツ組織全体を統括する機関として機能していた。また、全国スポーツ委員会は、設立当初より、その定款において政府側の代表者を委員会の構成員とすることを定めていた。<sup>10)</sup>さらに1940年法の全国スポーツ委員会は、1922年3月6日のデクレにより公益的施設(établissement d'utilité publique)(注7)として認定された全国体育・スポーツ委員会(comité national d'éducation physique et des sports)が、その後名称変更したものであった(9条1項)。

4 1940年法は、総合教育・スポーツ統括委員会、全国スポーツ委員会、スポーツ連盟、スポーツ非営利社団をつなげた垂直的なスポーツ組織の構造を制度化した法律といえる。これは、各種スポーツ団体の垂直的な組織上の関係を制度化することが、スポーツ組織全体を管理・監督するために有効な組織構造であるとヴィシー政府が考えたからである。また、1940年法の実行を確保し、スポーツ組織を国家管理するために、違反者に対しては厳しい制裁(注8)が科された。

実際、1940年法の前後におけるスポーツ団体の数と登録者数を比較すると、戦時中にも関わらずその数は急増している。すなわち、学校・大学スポーツ・オフィス(O.S.S.U.)は、1938~39年に542団体、17194人の登録者が、42年には1253団体、47017人に、フットボール連盟は、38年に5568団体、188760人が、43年に7242団体、281202人に、陸上競技連盟は、37年に1358団体、26536人が、43年に3761団体、46402人になった(Gay-Lescot p. 43)。<sup>3)</sup>

#### 四 お わ り に

1940年法は、フランスにおける最初のスポーツに関する総合的な法律となった。特に、一国のスポーツ組織全体を規律する方法として、スポーツ組織の構成単位となる全国スポーツ委員会、スポーツ連盟及びスポーツ非営利社団について規定し、その垂直的な組織構造をはじめて

フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

法律により制度化した。また、1940年法は、各スポーツ団体の結成と活動の自由を著しく制限し、スポーツ組織全体を国家管理するものであった。このようなスポーツ団体の垂直的な組織化とスポーツ組織の国家管理化の動きは、1940年法制定以前から存在していたが、ヴィシー体制において強力な権限を持ったポロトラ委員会により、はじめて法律により示されたのである。1940年法の著しい国家管理的、非民主的な規定の部分は、戦後いち早く改められるが、スポーツ組織をこのようにいくつかの私法上の特別な団体に分類し、特別な法律により特別な権利能力を当該団体に与える立法政策は、戦後も引き継がれることになったのである。

**注**

- 注1) 閣議に出席する政府構成員をスクレテール・デタといい、閣外大臣または政務次官などと訳されることもある。そして、その事務局をスクレタリヤ・デタという。
- 注2) シュバリエは、グルノーブル大学及びパリ大学の法学部の教授を務めた人物で、1941年6月7日に、「総合・スポーツ教育局」の局長となった。シュバリエは、初期ポロトラ委員会において、最も活躍した人物であり(Gay-Lescot p. 27)、ポロトラ委員会による各種スポーツ関係立法にも影響があったと考えられる。<sup>4)</sup>
- 注3) 19億フランのうち、15億フランは、学校の体育及びスポーツの施設に割り当てられた。1939年の体育に承認された予算が5千万フランでしかなかったことからすると、その増加は飛躍的なものであった(Gay-Lescot p. 30)。
- 注4) 「現代の騎士道」という言葉は、ヴィシー政府によるスポーツの標語として用いられた。
- 注5) スポーツ非営利社団、スポーツ非営利社団の連合及びスポーツ連盟または全国スポーツ委員会だけが、スポーツ集会及びスポーツ競技会を組織することができた(13条1項)。
- 注6) 1939年4月26日にゼイは、「体育及びスポーツの再組織計画」を発表し、スポーツ組織を再編成しようとした。<sup>15)</sup>
- 注7) 公益的施設とは、「私法上の法人格をもつ私的団体であり、ただその活動目的の公益性のゆえに、デクレによる認定を受けて行政機関から特別の便宜と援助を与えられるものである。」
- 注8) 本法の規定に対する違反は、200以上5000フランの罰金に(14条1項)、「承認が拒否<sup>24)</sup>または取消されたスポーツ非営利社団、スポーツ非営利社団の連合またはスポーツ連盟の維持もしくは再組織に参加する者は誰でも、15日以上1年の拘禁及び200以上10000フランの罰金に」(14条2項) 処された。

**参考文献**

- 1) Bouquin, Claude et al. (1985) Le service public des activites physiques et sportives. Éditions Revue E.P.S. : Paris.
- 2) Gay-Lescot, Jean-Louis (1986) L'éducation générale et sportive (EGS) de l'Etat français de Vichy (1940-1944); causes et conséquences. Revue STAPS (Sciences et Techniques des Activités Physiques et Sportives) numéro special préparatoire au CAPES d'EPS(décembre 1986): 10.
- 3) Gay-Lescot (1988) Le mouvement sportif et l'éducation physique scolaire en régime autoritaire: L'état français de Vichy (1940-1944). Sport histoire (2).
- 4) Gay-Lescot (1991) Sport et éducation sous Vichy. Presses universitaires de Lyon.
- 5) J. O., 8 août 1940, p. 4656.
- 6) J. O., 27 novembre 1940, pp. 5842-5843.

フランスにおける「スポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号」の成立について

- 7) J. O., 30 novembre 1940, p. 5890.
- 8) J. O., 8 avril 1941, p. 1506.
- 9) J. O., 17 juillet 1984, p. 2288.
- 10) Loup, Jean (1930) Les sports et le droit. Librairie Dalloz: Paris, p. 57.
- 11) Meynaud, Jean (1966) Sport et politique. Payot: Paris, pp. 125-137.
- 12) 中木康夫 (1988) フランス政治史(中)(3刷). 未来社.
- 13) 野田良之 (1986) フランス法. 田中英夫 (代表者) 外国法の調べ方(9刷). 東京大学出版会, p. 133.
- 14) Pétain, Maréchal (1940) L'éducation nationale. Revue des Deux Mondes (58).
- 15) Plan de reorganisation de l'éducation physique et des sports. Archives nationales : F<sup>60</sup> 435, E 12A, pièce 98.
- 16) Rémy, Dominique (1991) Le sport et son droit. Éditions romillat: Paris.
- 17) リヴェロ: 兼子仁 ほか訳 (1982) フランス行政法. 東京大学出版会. p. 76.
- 18) 労働省労政局労働法規課 (1992) フランスの労使関係法制. 日本労働研究機構, p. 10.
- 19) 齊藤健司 (1994) フランス・スポーツ法の歴史と理論. 日本スポーツ法学会年報第1号, pp. 196-206.
- 20) 佐藤英一郎 (1975) 二つの世界大戦と教育. 梅根悟(監)世界教育史大系10 フランス教育史II. 講談社, p. 204.
- 21) 清水重勇 (1986) フランス近代体育史研究序説. 不昧堂, p. 269.
- 22) Simon, Gérald (1990) Puissance sportive et ordre juridique étatique. Librairie générale de droit et de jurisprudence, p. 19.
- 23) Wahl, Alfred (1989) Les archives du football Sport et société en France, 1880-1980. Éditions Gallimard/Julliard, p. 173.
- 24) 山口俊夫 (1984) 概説フランス法 上. 東京大学出版会, p. 237.